

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額	36,406	37,586
うち、再評価積立金の額	1,587	1,565
うち、利益剰余金の額	3	3
うち、外部流出予定額（△）	34,886	36,068
うち、上記以外に該当するものの額	62	61
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	△9	△8
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	18	12
うち、適格引当金コア資本算入額	18	12
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
うち、回転出資金の額	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目	36,424	37,599
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
うち、のれんに係るものの額	1	1
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1	1
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	300	367
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本	301	368
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)		
リスク・アセット等	36,122	37,230
信用リスク・アセットの額の合計額		
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
定期間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,425	5,821
資本フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	164,964	167,305
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	21.89	22.25

(注) 1.「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2.当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産 担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用する ILM については、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3.当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	2,228	—	—	1,615	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	3,595	—	—	5,999	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,520	—	—	11,636	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	330,398	66,079	2,643	316,846	63,398	2,535
(うち第一種金融商品取引業者及び保 険会社向け)	(—)	(—)	(—)	(294)	(88)	(3)
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	32,741	15,108	604	33,511	15,204	608
(うち特定貸付債権向け)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
中堅中小企業等向け及び 個人向け	3,844	2,587	103	4,318	2,973	118
(うちトランザクター向け)	(1)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)
不動産関連向け	24,922	9,069	362	25,340	9,312	372
(うち自己居住用不動産等向け)	(21,746)	(7,066)	(282)	(22,221)	(7,336)	(293)
(うち賃貸用不動産向け)	(2,877)	(1,598)	(63)	(2,794)	(1,612)	(64)
(うち事業用不動産関連向け)	(227)	(329)	(13)	(193)	(279)	(11)
(うちその他不動産関連向け)	(126)	(75)	(3)	(125)	(75)	(3)
(うちADC向け)	(—)	(—)	(—)	(5)	(8)	(0)
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産関連向けを除く。)	946	386	15	826	338	13
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	156	122	4	135	109	4
取立未済手形	56	11	0	48	9	0
信用保証協会等による保証付	19,895	1,936	77	21,142	2,069	82
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	5,658	5,658	226	5,455	7,092	283
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—

	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
上記以外	25,005	52,380	2,095	25,213	52,597	2,103
(うち重要な出資のエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	(18,100)	(45,251)	(1,810)	18,100	45,251	1,810
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	(150)	(375)	(15)	156	390	15
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち右記以外のエクスポージャー)	(6,754)	(6,753)	(270)	6,956	6,955	278
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(短期STC要件適用分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち不良債権証券化適用分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	5,923	6,197	247	6,294	8,377	335
(うちルックスルー方式)	(5,923)	(6,197)	(247)	6,294	8,377	335
(うちマンドート方式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち蓋然性方式 250%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うち蓋然性方式 400%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(うちフォールバック方式)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計	465,895	159,538	6,381	458,384	161,484	6,459
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	-	-	-	-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	465,895	159,538	6,381	458,384	161,484	6,459
オペレーショナル・リスクに対する 所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
	A		b=a×4%	A		b=a×4%
	5,425		217	5,821		232
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	A		b=a×4%	A		b=a×4%
	164,964		6,598	167,305		6,692

(注) 1. 「リスク・アセット」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,425	5,821
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	217	232
BI	3,617	3,880
BIC	434	465

(注) 1. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の信用格付業者による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

信用格付業者
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する信用格付業者の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	信用格付業者	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー(業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞 エクスポージャー	信用リスクに関する エクスポージャーの 残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭 デリバティブ	延滞 エクスポージャー
	459,971	62,721	33,902	—	1,103	452,090	65,510	37,694	—	961
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	459,971	62,721	33,902	—	1,103	452,090	65,510	37,694	—	961
農業	95	95	—	—	10	80	80	—	—	9
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
製造業	11,553	394	8,717	—	25	11,604	343	9,013	—	24
鉱業	51	—	—	—	—	42	—	—	—	—
建設・不動産業	5,445	1,439	2,602	—	118	5,270	1,363	2,503	—	100
電気・ガス・熱供給・水道業	8,982	28	8,765	—	1	9,096	24	8,872	—	1
運輸・通信業	4,083	96	3,823	—	—	4,393	112	4,116	—	—
金融・保険業	351,447	0	2,196	—	—	337,928	—	2,492	—	—
卸売・小売・飲食・サービス業	5,763	848	4,200	—	160	6,029	670	4,696	—	120
日本国政府・地方公共団体	14,116	10,520	3,595	—	—	17,636	11,636	5,999	—	—
上記以外	474	474	—	—	—	482	482	—	—	—
個人	48,824	48,824	—	—	787	50,783	50,782	—	—	706
その他	9,133	—	—	—	—	8,742	14	—	—	—
業種別残高計	459,971	62,721	33,902	—	1,103	452,090	65,510	37,694	—	961
1年以下	332,556	857	1,300	—		318,862	708	1,602	—	
1年超3年以下	4,293	1,984	2,309	—		6,101	2,144	3,956	—	
3年超5年以下	10,040	4,770	5,269	—		12,516	4,001	8,514	—	
5年超7年以下	11,749	2,632	9,116	—		13,606	4,709	8,896	—	
7年超10年以下	23,000	8,309	14,691	—		22,507	8,396	14,111	—	
10年超	44,256	43,041	1,215	—		45,013	44,400	613	—	
期限の定めのないもの	34,073	1,124	—	—		33,482	1,148	—	—	
残存期間別残高計	459,971	62,721	33,902	—		452,090	65,510	37,694	—	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- (1) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- (2) 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- (3) 3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	258	18	－	258	18	18	12	－	18	12
個別貸倒引当金	658	596	－	658	596	596	524	25	571	524

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和6年度						令和7年度					
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	1	－	－	1	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	107	96	－	107	96	－	96	83	－	96	83	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	127	107	－	127	107	－	107	92	－	107	92	－
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	15	15	－	15	15	－	15	14	－	15	14	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	261	243	－	261	243	－	243	210	25	218	210	25
	上記以外	133	124	－	133	124	－	124	115	－	124	115	－
	個 人	11	9	－	11	9	－	9	8	－	－	8	－
業種別計		658	596	－	658	596	－	596	524	25	571	524	25

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

【令和6年度】

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+ D))
現金	0	2,228	－	2,228	－	－	－
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0	3,595	－	3,595	－	－	－
外国の中央政府及び 中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	10,520	－	10,520	－	－	－
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	20～150	330,398	－	330,398	－	66,079	20
（うち第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け）	20～150	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	20～150	32,741	－	31,856	－	15,108	47
（うち特定貸付債権向け）	20～150	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
中堅中小企業等向け及び 個人向け	45～100	3,837	69	3,257	6	2,587	79
（うちトラザクター向け）	45	(－)	(18)	(－)	(1)	(0)	(45)
不動産関連向け	20～150	24,922	－	23,347	－	9,069	39
（うち自己居住用不動産等 向け）	20～75	(21,746)	(－)	(20,324)	(－)	(7,066)	(35)
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	(2,822)	(－)	(2,677)	(－)	(1,598)	(60)
（うち事業用不動産 関連向け）	70～150	(227)	(－)	(219)	(－)	(329)	(150)
（うちその他不動産 関連向け）	60	(126)	(－)	(126)	(－)	(75)	(60)
（うちADC向け）	100～150	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
劣後債券及び その他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け （自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	374	0	355	0	386	109
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	133	－	132	－	122	92
取立未済手形	20	56	－	56	－	11	20

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均值(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
信用保証協会等による保証付	0～10	19,895	－	19,627	－	1,936	10
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～400	5,658	－	5,658	－	5,658	100
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	25,004	－	25,004	－	52,380	209
（うち重要な出資のエク スポージャー）	1250	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその 他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のも のに係るエクスポージャー）	250～400	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち農林中央金庫の対象 資本調達手段に係るエク スポージャー）	250	(18,100)	(－)	(18,100)	(－)	(45,251)	(250)
（うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	250	(150)	(－)	(250)	(－)	(375)	(250)
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権 を保有している他の金融 機関 等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係 るエクスポージャー）	250	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決 権を保有していない他の 金融機関等に係るその他 外部TLAC関連調達手段 に係るエクスポージャー）	150	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち右記以外のエク スポージャー）	100	(6,753)	(－)	(6,753)	(－)	(6,753)	(100)
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（短期STC要件適用分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち不良債権証券化適用分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うちSTC・不良債権証券 化適用対象外分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	－	5,923	－	5,923	－	6,197	105
未決済取引	－					－	
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額(△)	－					－	
合計(信用リスク・アセットの額)	－					159,538	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

【令和7年度】

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均值(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+ D))
現金	0	1,615	－	1,615	－	－	－
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0	5,999	－	5,999	－	－	－
外国の中央政府及び 中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	11,636	－	11,636	－	－	－
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	20～150	316,846	－	316,846	－	63,398	20
（うち第一種金融商品取引 業者及び保険会社向け）	20～150	(294)	(－)	(294)	(－)	(88)	(30)
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－
法人等向け （特定貸付債権向けを含む。）	20～150	33,510	7	32,727	0	15,204	46
（うち特定貸付債権向け）	20～150	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
中堅中小企業等向け及び 個人向け	45～100	4,312	63	3,752	6	2,973	79
（うちトラザクター向け）	45	(－)	(28)	(－)	(28)	(1)	(45)
不動産関連向け	20～150	25,340	－	24,094	－	9,312	39
（うち自己居住用不動産等 向け）	20～75	(22,221)	(－)	(21,078)	(－)	(7,336)	(35)
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	(2,794)	(－)	(2,697)	(－)	(1,612)	(60)
（うち事業用不動産 関連向け）	70～150	(193)	(－)	(186)	(－)	(279)	(150)
（うちその他不動産 関連向け）	60	(125)	(－)	(125)	(－)	(75)	(60)
（うちADC向け）	100～150	(5)	(－)	(5)	(－)	(8)	(150)
劣後債券及び その他資本性証券等	150	－	－	－	－	－	－
延滞等向け （自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	318	－	306	－	338	110
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	118	－	117	－	109	93
取立未済手形	20	48	－	48	－	9	20

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイト の加重平 均值(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
信用保証協会等による保証付	0～10	21,142	－	20,919	－	2,069	10
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	10	－	－	－	－	－	－
株式等	250～4 00	5,455	－	5,455	－	7,092	130
共済約款貸付	0	－	－	－	－	－	－
上記以外	100～1250	25,212	－	25,212	－	52,597	209
（うち重要な出資のエク スポージャー）	1250	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち 対象普通出資等及びその 他外部TLAC関連調達手 段に該当するもの以外のも のに係るエクスポージャー）	250～400	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち農林中央金庫の対象 資本調達手段に係るエク スポージャー）	250	(18,100)	(－)	(18,100)	(－)	(45,251)	(250)
（うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	250	(156)	(－)	(156)	(－)	(390)	(250)
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権 を保有している他の金融 機関等に係るその他外部 TLAC関連調達手段に係 るエクスポージャー）	250	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち総株主等の議決権の 百分の十を超える議決権 を保有していない他の 金融機関等に係るその他 外部TLAC関連調達手段 に係るエクスポージャー）	150	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち右記以外のエク スポージャー）	100	(6,955)	(－)	(6,955)	(－)	(6,955)	(100)
証券化	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（短期STC要件適用分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うち不良債権証券化適用分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
（うちSTC・不良債権証券 化適用対象外分）	－	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
再証券化	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	－	6,294	－	6,294	－	8,377	133
未決済取引	－	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によ りリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額(△)	－	－	－	－	－	－	－
合計(信用リスク・アセットの額)	－	－	－	－	－	－	－

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額

【令和6年度】

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,595		－		－		－		－		－		3,595
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－		－
国際決済銀行等向け	－		－		－		－		－		－		－
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
我が国の地方公共団体向け	10,520		－		－		－		－		－		10,520
外国の中央政等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－		－
地方公共団体金融機構向け	－		－		－		－		－		－		－
我が国の政府関係機関向け	－		－		－		－		－		－		－
地方三公社向け	－		－		－		－		－		－		－
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
国際開発銀行向け	－		－		－		－		－		－		－
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	330,398		－		－		－		－		0		330,398
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	(－)		(－)		(－)		(－)		(－)		(－)		(－)
	10%		15%		20%		25%		35%		50%		合計
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－		－
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	5,275		24,930		101		－		－		1,510		31,856
(うち特定貸付債権向け)	(－)		(－)		(－)		(－)		(－)		(－)		(－)
	100%		150%		250%		400%		その他		合計		
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－		－		－
株式等	－		－		5,658		－		－		5,658		
	45%		75%		100%		その他		合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	1		2,669		581		11		3,264				
(うちトランザクター向け)	(1)		(－)		(－)		(－)		(1)				
	20%		25%		30%		31.25%		35%		37.50%		合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	－		－		－		20,118		－		－		20,324
	30%		35%		43.75%		45%		56.25%		60%		合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－		－		－		－		2,660		－		2,677
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		219		－		219
	60%		その他		合計								
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	126		－		126								
	100%		150%		その他		合計						
不動産関連向け うちA D C向け	－		－		－		－						
	50%		100%		150%		その他		合計				
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	100		87		165		1		355				
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－		119		－		12		132				
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	2,228		－		－		－		－		2,228		
取立未済手形	－		－		56		－		－		56		
信用保証協会等による保証付	259		19,326		－		－		5		19,627		

※最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載していません。

⑥ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後の
エクスポージャーの額

【令和7年度】

(単位：百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%		20%		50%		100%		150%		その他		合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	5,999		－		－		－		－		－		5,999
外国の中央政府及び中央銀行向け	－		－		－		－		－		－		－
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	－		－		－		－		－		－		－
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
我が国の地方公共団体向け	11,636		－		－		－		－		－		11,636
外国の中央政等以外の公共部門向け	－		－		－		－		－		－		－
地方公共団体金融機構向け	－		－		－		－		－		－		－
我が国の政府関係機関向け	－		－		－		－		－		－		－
地 方 三 公 社 向 け	－		－		－		－		－		－		－
	0%		10%		20%		50%		100%		150%		合計
国 際 開 発 銀 行 向 け	－		－		－		－		－		－		－
	20%		30%		40%		50%		75%		100%		合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	316,551		294		－		－		－		71		316,846
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	(－)		294		(－)		(－)		(－)		(－)		294
	10%		15%		20%		25%		35%		100%		合計
カ バ ー ド・ボ ン ド 向 け	－		－		－		－		－		－		－
	20%		50%		75%		80%		85%		100%		合計
法 人 等 向 け (特定貸付債権向けを含む)	6,264		24,740		394		－		1,284		－		32,728
(うち特定貸付債権向け)	(－)		(－)		(－)		(－)		(－)		(－)		(－)
	100%		150%		250%		400%		その他		合計		
劣後債権及びその他資本性証券等	－		－		－		－		－		－		－
株 式 等	－		－		5,455		－		－		－		5,455
	45%		75%		100%		その他		合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け	2		3,117		631		6		3,758				
(うちトランザクター向け)	2		(－)		(－)		(－)		2				
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不 動 産 関 連 向 け うち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	20,904	－	－	－	－	－	－	174	21,078
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不 動 産 関 連 向 け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	2,684	－	－	－	－	13	2,697	
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計
不 動 産 関 連 向 け うち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		186		－		186
	60%				その他				合計				
不 動 産 関 連 向 け うちその他不動産関連向け	125				－				125				
	100%				150%				その他				合計
不 動 産 関 連 向 け うち A D C 向 け	－				5				－				5
	50%		100%		150%		その他		合計				
延 滞 等 向 け (自己居住用不動産等向けを除く。)	86		66		152		1		306				
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－		108		－		9		117				
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現 金	1,615		－		－		－		－		1,615		
取 立 未 済 手 形	－		－		48		－		－		48		
信用保証協会等による保証付	225		20,688		－		－		4		20,919		
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－		
共 済 約 款 貸 付	－		－		－		－		－		－		

⑦資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および 与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	395,216	—	—	392,106	387,146	—	—	384,481
40%～70%	27,927	18	10%	27,819	27,710	28	10%	27,639
75%	2,791	39	10%	2,770	3,530	25	10%	3,511
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	—	—	—	—	—	—	—	—
90%～100%	2,369	—	—	2,299	2,144	7	10%	2,089
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	394	0	10%	384	353	—	—	344
250%	5,658	—	—	5,658	5,455	—	—	5,455
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	5	11	10%	4	5	9	10%	4
合 計	434,363	69	10%	431,043	426,345	71	10%	423,526

(注)最終化されたパーゼルIIIの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4 信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度			令和7年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジットデリバティブ	適格金融資産担保	保 証	クレジットデリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	28	9	—	36	7	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	7	0	—	2	—	—
自己居住用不動産等向け	4	179	—	7	151	—
賃貸用不動産向け	—	15	—	—	12	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	0	—	0	0	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	11	—	—	8	—
証券化	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	259	—	—	225	—
合 計	41	475	—	47	405	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には 貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準する債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外 の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. クレジット・デリバティブとは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 CVAリスク(※)に関する事項

該当する取引はありません。

※派生商品(デリバティブ)取引において、相手方の信用力を評価額に反映させる調整額(CVA)が、相手方の信用力の低下等により変動するリスクのこと。

8 マーケット・リスク(※)に関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

※金利、為替、株式等の様々なリスク要因が変動することにより、資産・負債の価値の変動、資産・負債から生み出される収益の変動によって損失を被るリスクのこと。一定要件を満たす場合、自己資本比率算出においてマーケット・リスクを不算入とすることができる。

9 オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスク管理方針

当組合では、オペレーショナル・リスク管理方針を策定し、オペレーショナル・リスクを「収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスク」と定義しています。当該リスクにつきましては、以下のとおり「事務リスク管理規程」、「システムリスク管理マニュアル」等を策定して管理を行っております。

○事務リスク管理規程

当組合では、事務リスクを「役職員が関係法令・定款・規約・規程・要領等(以下「諸規程」という。))に定められたとおり事務処理を行うことを怠ること、あるいは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク」と定義しており、以下のとおり各部署が責務を果たすことで事務リスクの削減及び再発防止に取り組んでおります。

(1) 支店長・事業所長

- 1 正確かつ効率的な事務の徹底に係る職員の指導
- 2 事務ミス発生後の事務対応及び再発防止策の策定

(2) 事業所管部署

- 1 事業所で行う事務処理の助言・指導
- 2 事務ミス発生後の修復に必要な事務対応に係る指示
- 3 再発防止策の検証・定着状況の確認

(3) 内部監査部署

- ① 支店・事業所等、事務所管部署及びリスク管理部署に求められる役割が適切に実施されているかの確認
- ② 事務管理態勢の適切性・有効性の検証及び評価

○システムリスク管理マニュアル

当組合では、システムリスクを「コンピュータシステムの停止または誤作動などシステムの不備等、またはコンピュータの不正使用により、組合が経営上損失を被るリスク」と定義しており、システムリスク管理マニュアルを策定のうえ対応を行っております。

リスク管理にあたっては、システムリスク管理担当部署を設置し、統一システム(信連、全農、全共連、地区電算が開発・運用するシステム)について各事業部門と連携して各部門毎にリスク管理態勢を構築することで、各部門責任者がトラブルの未然防止の視点、トラブル発生時の視点において適正な行動がとれるよう具体的な取り組み方策を示しております。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SC および FC の額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)

該当ありません。

10 出資等または株式エクスポージャーに関する事項

①出資等または株式エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	5,365	5,365	7,165	7,165
非上場	18,788	18,788	18,768	18,768
合 計	24,153	24,153	25,933	25,933

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
156	—	—	260	—	—

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
1,675	72	3,602	17

⑤貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11 リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	5,923	6,294
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

12 金利リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

○金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ ΔEVE ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 ΔEVE および ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用していません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		ΔEVE		ΔNII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	437	639	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	465	631
3	スティープ化	1,579	1,489		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	863	683		
7	最大値	1,579	1,489	465	631
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	36,122		37,230	